

## 中期目標期間の終了時の検討についての意見について

地方独立行政法人法第 31 条では、法人の中期目標期間の終了時に業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、検討にあたっては評価委員会の意見を聴かなければならない、とされています。

これまでの法人の業務実績や評価等を踏まえ、法人に業務を継続させることを前提に、次期中期目標を定めることをもって同法第 31 条に定める「検討」及び「所要の措置」とします。

つきましては、法人評価委員会に対する次期中期目標に対する意見聴取をもって同法第 31 条の 2 に定める中期目標期間終了時の検討にあたっての法人評価委員会への意見聴取とします。

参考：地方独立行政法人法

第三十一条（中期目標の期間の終了時の検討）

設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

解説

地方独立行政法人制度における法人の運営は、基本的に中期目標期間を 1 タームと捉えており、中期目標期間の終了時に、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その検討結果を業務運営の方法、組織、役員人事等に反映させるべく、所要の措置を講ずることとしている。

これにより、経済社会情勢等を勘案し、行政主体が担う必要性が乏しくなった事務・事業を廃止あるいは民営化するなど、機動的な・弾力的な業務運営が行われることとなる。

(地方独立行政法人法逐条解説より抜粋)